

## 中央区環境行動計画推進委員会設置要綱

平成10年6月8日  
10中環環第145号  
平成19年5月25日  
19中環環第73号  
平成21年12月1日  
21中環環第274号  
平成23年4月1日  
22中環環第375号  
令和4年4月1日  
4中環管第1号  
令和5年4月1日  
4中環環第640号

### (設置)

第1条 中央区環境行動計画（以下「環境行動計画」という。）を着実に推進するため、施策の実施状況の分析、評価等（以下「評価等」という。）を行うとともに、評価等を踏まえた新たな施策を提案し、環境行動計画に反映させるため、中央区環境行動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、必要に応じてその結果を区長に報告する。

- (1) 環境行動計画を推進する施策の進行管理に関すること。
- (2) 環境行動計画を推進する施策の評価等に関すること。
- (3) 評価等を踏まえた新たな施策の提案に関すること。
- (4) 環境行動計画の改定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数以下の者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験等を有する者 9人
- (2) 中央区職員 4人

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、年2回の開催とする。ただし、第2条第4号に規定する事項を検討する場合にあっては、委員長の必要と認める開催数とする。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境土木部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年6月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、初めて委嘱し、又は任命する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成12年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年5月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、初めて委嘱し、又は任命する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以降、この要綱による改正後の中央区環境保全行動計画検討委員会設置要綱（以下「改正後の要綱」という。）第3条の規定により区長が初めて委嘱し、又は任命する委員の任期は、改正後の要綱第4条の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から平成23年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。